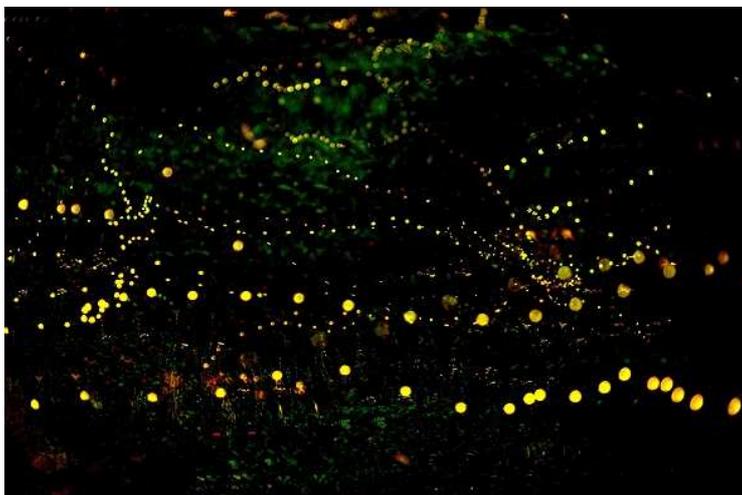


## 福岡県鞍手町地域おこし協力隊募集要項

～地域課題を一緒に解決し、地域を盛り上げてくれる隊員を募集します～



鞍手町は、福岡県北部の町で、福岡市と北九州市の両政令市の中心部のほぼ真ん中にあります。県内でも有数のぶどうの産地で、町内にはぶどう農家が数多く点在。近年は、巨峰やシャインマスカット以外にもさまざまな品種が栽培され、収穫の最盛期となる夏季には幹線道路を中心に採れたてぶどうを直売する露店が軒を連ね、この時期の風物詩となっています。



また、鞍手町には手つかずの自然が多く残り、緑を身近に感じることができるのも特徴です。6月上旬には町内各地でホタルが乱舞し、場所によっては希少なヒメボタルも見られます。ヒメボタルは、一般的に見られるゲンジボタルとは光り方が異なり、フラッシュのような一瞬の発光を素早く繰り返して、チカッチカッと点滅して幻想的な風景を生み出します。



このほか、昨秋オープンしたこども広場や今年5月にリニューアルオープンした歴史民俗博物館、別館として増設した石炭資料展示室などの公共施設に加え、長谷観音などの重要文化財を始めとした貴重な文化財や希少な史跡といった見どころがたくさんあります。



近年、町の中心部では、大型ディスカウントストアやドラッグストアなどの進出に加え、役場の移転・複合施設化や幹線道路の開通により賑わいを取り戻しつつあります。JR駅や高速道路のインターチェンジがある上、高速バスの停留所も近いため、福岡・北九州の2大都市へのアクセスも非常に良く、生活するにはとても便利な町です。



このポテンシャルを存分に活かし、近年、転入と転出が拮抗している人口を増やすべく、令和7年度から10年間のまちづくりの方向性を定めた「第6次鞍手町総合計画」に基づき「ひとが輝き 笑顔あふれる ふれあいのまち くらて」の実現に向け、「ひとの笑顔が地域を創る」をキャッチコピーに取組を始めました。

しかしながら、行政だけでは解決が難しい課題も多くあります。例えば、遊休公共施設の増加、地域コミュニティの衰退、空き家の増加、ふるさと納税の伸び悩みなどさまざまです。とりわけ、遊休公共施設については、令和10年4月に町内全6小学校を1校に統合することにより、地域の拠り所でもあった小学校がなくなるため、周辺地域の衰退も懸念されます。今のうちから対策を考え、町全体の活力維持に取り組んでおく必要があります。

そこで、これらの課題を解決する方策を考え、より良いまちづくりを推進していく人材を獲得するため、地域おこし協力隊員を募集します。

都会に近い利便性と緑豊かな田舎らしさを併せ持つ鞍手町で快適な生活を送りながら、新しい庁舎で地域に携わる仕事をしてみませんか。

#### 1 募集人員

1名

#### 2 活動エリア

町内全域（活動拠点は鞍手町役場）

#### 3 主な活動内容

地域課題の解決に向けた業務を履行していただきます。具体的には、次の地域課題を解決することを目的に、ソーシャルビジネスとしての事業化を見据えて解決策を考えていただきます。

- 遊休公共施設の利活用
- 地域コミュニティの活性化
- 空き家、空き店舗の解消
- 地域産品の掘り起こしによるふるさと納税の推進

#### 4 求める人物像

鞍手町では、次のような人材を求めています。

- (1) 地域おこしや地域課題の解決に興味がある人
- (2) 起業や経営の知識がある人
- (3) 行政の仕事に関わりながら田舎暮らしをしたい人
- (4) 人と話すことが好きで、親身な対応ができる人
- (5) SNSを使うことが好きな人
- (6) 任期満了後も町内での生活を考えている人

## 5 応募の条件

次の要件をすべて満たす場合に応募できます。

- (1) 申込み時点で、「三大都市圏内の都市地域（※1）」または「三大都市圏外の指定都市（※2）」であって、条件不利地域以外に在住しており、鞍手町地域おこし協力隊として採用後に本町へ生活拠点を移し、住民票を異動させることができる人

※1「三大都市圏内の都市地域」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいいます。

※2「三大都市圏外の指定都市」とは、札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、広島市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市のことをいいます。

- (2) 令和7年4月1日現在で満18歳以上の人
- (3) 心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる人
- (4) 一般的なパソコン操作（ワード、エクセル、パワーポイント等）ができる人
- (5) SNS等を活用して効果的な情報発信ができる人
- (6) 自動車・バイク（移動手段）を所有している人
- (7) 休日や夜間の会議などに対応できる人

## 6 活動期間・活動条件

活動期間や活動条件は、次のとおりです。

- (1) 活動期間：委嘱の日から令和8年3月31日まで

※活動状況・実績等を勘案し、委嘱の日から3年を超えない範囲まで更新可能とします。なお、隊員としてふさわしくないと町長が判断した場合は、期間の途中であっても委嘱を取り消すことがあります。

- (2) 委 嘱 形 態：業務委託
- (3) 委 託 料：月あたり290,000円程度
- (4) 活動費補助金：赴任支度金、住居費、車両費、移動・滞在費、消耗品費、通信費など活動に要する経費を補助金として支給します（上限150万円）。
- (5) そ の 他：委託契約に基づいて業務を履行する（隊員として活動する）ものであるため、勤務時間や休日、休暇、各種保険への加入はありません。

## 7 その他

次の事項に留意してください。

- (1) 任用期間中の住居を探す際は、町が協力します。
- (2) 住居費（家賃）は、ご自身での負担となります。※
- (3) 引越しに必要な経費は、ご自身での負担となります。※
- (4) 移動手段（自家用車等）はご自身で準備してください。※

- (5) 活動に必要なパソコンは町が準備します。
  - (6) 地方公務員法は適用されませんが、職員と同様の意識で活動をお願いします。
  - (7) 地域おこし協力隊2年目以降または任期終了の日から1年以内において、町内に住所を有し、町内で起業する場合は、必要経費（最大100万円）を補助します。
- ※上記(2)～(4)は、6(4)に記載の活動費補助金の対象経費となります。  
なお、住居と車両は、賃貸やリースに要する経費が対象です（購入は対象外）。

## 8 応募手続

### (1) 応募期限

随時（隊員が決定次第、締め切ります）

### (2) 応募書類

下記の必要書類を持参又は郵送により担当窓口へ提出してください。

ア 鞍手町地域おこし協力隊員応募用紙

イ 住民票の写し：1通（提出日前1か月以内のもの）

※写真の添付や連絡先の記入漏れにご注意ください。

※提出いただいた書類は返却いたしません。

## 9 選考

応募選考は、次のとおり行います。

### (1) 第1次選考【書類選考】

応募書類受領後、2週間以内に選考します。第2次選考に進む場合のみ、ご連絡いたします。

### (2) 第2次選考【面接選考】

日時は、町と応募者で協議して決定します。原則として対面での面接としますが、難しい場合はご相談ください。

## 10 担当窓口（送付・問い合わせ先）

鞍手町役場 まちづくり課まちづくり戦略係

〒807-1392

福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧 2080 番地 2

電話：0949-42-2033

FAX：0949-42-5693

メール：machi@town.kurate.lg.jp